

論文審査の結果の要旨

報告番号	博（経）甲第 9 号	氏名	西崎 信男
論文審査委員	主査	村田省三	
	副査	林 徹	
	副査	内田 滋	

題名：プロチームスポーツとガバナンス
～英国プロサッカーリーグを例に～

論文審査の結果の要旨

本論文は、米国で開始されたチームプロスポーツの経済学（利潤最大化を目的とするチーム生産の理論）によりリーグが企業に相当するものとみる一連の研究、および、欧洲でその後に展開されたクラブ経営ガバナンス効果に関する研究（利潤最大化でなく満足最大化企業とみる）により各クラブが企業に相当するとみる一連の研究を、ガバナンスというひとつのキーワードのもとに、制度面での分析を加味して、比較考察を試みた研究である。

本論文は以下に示す章構成である。

序章 プロスポーツとガバナンス

第1章 英国プロサッカークラブ倒産の背景

第2章 プロサッカークラブのガバナンス

第3章 プロサッカークラブの金融イノベーションとガバナンスの問題

第4章 ファンの経営参加によるクラブガバナンスの強化（サポートトラスト）

終章 スポーツマネジメント確立のためのガバナンス

序章では、英国プロサッカーリーグにおいて、リーグ全体としての急伸にもかかわらず、個別サッカークラブの倒産が急増する要因を考察するなかで、一般に、望まれるプロスポーツクラブ経営をめぐるガバナンスならびにファイナンスの在り方を明らかにしようという研究目的を述べている。また、関連のチーム生産に関連する先行研究についてサーベイを行っている。

第1章では、英国プレミアリーグ（オープンモデル）と米国大リーグ（クローズモデル）とを対比して、賃金総額高騰を経由する経営破綻の可能性について仮説構築を試みている。また、国税が最優先債権ではなく、一般債権と同順位であることから誘発されやすいガバナンス問題を指摘し、第2章および第3章で展開されるファイナンスのあり方との接続を試みている。

第2章では、プロサッカークラブの所有形態について、上場、外国人投資家、サポートトラストといったファイナンス関係主体と、それらによるガバナンスへの役割および影響における相違を比較考察した後、ドイツ、フランス、イタリア、スペインのリーグがどのような現状形式をとっているかを考察し、大企業にたいするガバナンスの方向を示すものとしての英国の合同基準（Combined Code）および OECD ガバナンス原則（OECD Principles of Corporate Governance）との整合性との対比を試みている。

第3章では、選手移籍に関するセール・アンド・リースバック取引を中心に、その特質を分析し、クラブの財務力とガバナンスの関連からみた問題点を指摘し、ファイナンスとガバナンス問題との関連を論証している。また、クラブ事業の証券化取引についても、市場からのプロサッカークラブに対するガバナンス強化につながる利点と、サッカー関係者よりも債権保有者に収益配分についての優先権があること等がもたらす問題点を比較検討している。

第4章では、経営革新に向けたガバナンスの役割と方向性を分析・考察している。現在、急拡大しつつあるサポートトラストについての仕組みと意義がまとめられ、相互会社との対比が、クラブの直接所有と間接所有との関連から検討されている。英国 IPS 法により法人格をもち、ファンの経営参加によるクラブガバナンスの強化につながることを指摘し、非上場会社としてのクラブのガバナンスとの関連が検討されている。さらに、トラストの定款に明記されているコミュニティーへの貢献についても言及して、日本の J リーグにおける持株会との対比を試みている。

終章では、本論文のまとめと意義、残された課題と展望が論述されている。

本論文での研究内容は、地元との強い結びつきが指摘される英国プロサッカークラブについて、国税徴収でも格別の扱いとなっている現状等を考慮しながら、利潤最大化ではなく、満足最大化が基準となるものの、オープンモデルのもつ過度な競争的性格が、賃金総額比率を高める要因となっていることを指摘し、このような性格をもつクラブについて、そのファイナンスとガバナンスをめぐる問題を、制度面を含めて考察したものである。また、サポートトラストが拡大しつつある現状にたいして、これが適用可能となる条件を明らかにするとともに、他システムとの比較検討をおこなったものであり、この分野での既存研究がほとんどない事実からみても、新規性が認められる。

本論文は、法制度を含む研究であり、また現地調査もおこなわれている。また、中心を構成する各章には、それぞれ、学会発表および審査制論文（参考論文）が対応しており、第三者からの評価も受けていることなどから、博士論文としての評価には十分に対応できるものと考えられる。

以上のように、本研究は本研究科博士後期課程の目標とする経営意思決定の研究に貢献するところが大であり、審査委員は全員一致では博士（経営学）の学位に値するものと判断する。